

森林の伐採について

相談内容

所有する森林（民有林）の立木を伐採したいと考えているが、行政に対してどのような手続きを行う必要があるか。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、森林の伐採を行う場合の手続き等の概要を説明し、詳しくは市町の林務担当窓口や山口県森林企画課に照会するよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多面的機能を持っており、無秩序な伐採が行われると、その機能回復に長い年月を要します。

このため、森林法では、森林所有者等に対し、立木の伐採前（伐採を始める90日から30日前までの期間）に市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」(届出書)及び必要書類（森林の位置図・区域図、届出者の確認書類など）の提出を義務付けるなどして、適切な森林施業が確保されるようにしています。

届出書は、都道府県が定める地域森林計画の対象となっている民有林が対象になりますが、こうした民有林であっても保安林に指定されているときは事前に都道府県の許可が必要となるなど、届出書の提出とは別の手続きが必要となる場合もあります。

一方、除伐（育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業）や、倒木、枯死木等を伐採する場合は、届出書を提出する必要はありません。

また、届出者は、伐採完了後に「伐採に係る森林の状況報告書」、造林完了後に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（報告書）を、それぞれ作業完了から30日以内に市町へ提出する必要があります。

なお、届出書と報告書の様式は、各市町のホームページからも取得できますし、届出書の提出の対象となる森林であるか否かは、市町の林務担当窓口のほか、「やまぐち森林情報公開システム」のサイトにアクセスすることで確認できます。

詳細な内容や不明な点は、市町の林務担当窓口や山口県森林企画課に問い合わせてください。

（令和5年7月26日 山口新聞に掲載）